

医療福祉費受給者証（マル福）の更新について

～マル福（重度心身障害者、母子家庭・父子家庭）を受給されている方へ～

現在使用されている医療福祉費受給者証が平成23年7月1日から新しくなりますので、次により更新の手続きをしてください。

日 時 6月28日(火)・29日(水)・30日(木) 午前9時～午後5時

場 所 保険課(常北保健福祉センター内)、桂支所、七会支所

持参するもの

- (1) 健康保険証
- (2) 印鑑
- (3) 更新通知書
- (4) 受給資格を確認する証明書類

重度心身障害者の方… 身体障害者手帳、療育手帳、国民年金（障害福祉年金、障害年金）1級証書等

母子家庭・父子家庭の方… 児童扶養手当証書等

- (5) ①平成23年1月1日以降城里町に転入された方は、前住所地(平成23年1月1現在の住所地)の平成23年度所得課税証明書
- ②城里町外の方の扶養になっている方は、扶養義務者の平成23年度所得課税証明書



※すでに受給者証をお持ちの方には、更新のお知らせのはがきをお送りします。

医療福祉制度（マル福制度）とは

医療保険を使って病院などにかかった場合、医療費の一部負担金を助成する制度です。保険が適用されない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成されません。

マル福の種類	対 象 者
妊 産 婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦
小 児	0歳から小学3年生までの小児
特例児童・特例小児 (マル特)	小学4年生から中学校卒業までの児童生徒 小学3年生までで所得制限によりマル福制度を受けていない小児
重度心身障害者	・身体障害者手帳1級及び2級並びに3級(内部障害)に該当する方 ・療育手帳の判定が㊤又はAの方 ・国民年金の障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級に該当する方 ※65歳以上の方につきましては、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者となられた方を対象とします。
母子・父子家庭	18歳未満の子を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその子

マル福制度の対象者であっても、申請を行わなければ助成を受けることはできません。上記に該当される方は保険課窓口で申請を行ってください。

- 申請の際には、印鑑、健康保険証、所得課税証明書をご持参ください。
(転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方はその市町村の所得課税証明書)
- 障害者のマル福を申請する場合は、障害の程度が確認できる書類を窓口に提示してください。

問合せ 保険課 ☎029 - 288 - 3111 (内線372)